

## 「保育士等確保について」

平成27年11月16日  
社会福祉法人 日本保育協会

### 1. 保育士等を取り巻く現状認識

- 保育士の確保・雇用（正規職員だけでなく短時間勤務者も含めて）は、都市部だけでなく、過疎地域等においても年々困難な状況となっている。
- 新規保育士資格取得者の保育現場への就職の状況や保育現場からの離職者の状況を考えると、保育士の職が大切な業務であるのに比して評価が必ずしも高くない状況にあると考えている。

### 2. 保育士等の確保を進めるに当たっての課題・要望

- 保育士の仕事の大切さを正しく評価し、魅力ある職場として、団体、個々の施設としても更に努力する必要があると認識しているが、質の改善を実現するための恒久的な財源確保による処遇改善にとどまらず、抜本的な処遇改善を実現する給付としていくことが必要と考えている。  
（別添）保育三団体の平成28年度予算要望書
- また、しっかりとしたキャリアパス制度を導入するなど、給与面だけの評価でない評価により、職員のモチベーションを維持する仕組みを設けることも必要と考えている。
- また、次のような事例もあると考えている。
  - ・短時間勤務を望む保育士は一定数存在するが、社会保険、税の関係から施設側の望む勤務時間数と合致しない。
  - ・子どもを有する保育士の場合、保育所等に入所できないため勤務できないことがあり、優先入所や保育料の軽減を望む意見がある。
  - ・保育士養成施設で学ぶ学生が経済的な理由により学業を途中で諦める場合もある。
  - ・早朝の勤務を担当する保育士は、独身者や子育てが一区切りついた者に限られてしまい、施設内で特定の保育士の負担感が募る場合もある。
  - ・幼稚園では会議・記録・報告の時間が確保されているが、保育所等においては人員に余裕が無いために時間を確保することが難しい。
  - ・施設内では調理以外は保育士がほとんどの業務を行わなければならない状況である。

### 3. 厚生労働省案に対する意見

- 以下、厚生労働省案に対する意見であるが、保育士不足を解消するためには、第一義的には、保育士養成施設の増設、定員増等（定員オーバーの対応も含む）及び保育士の処遇改善等を行うことが必要と考えている。
- 保育士に代えて他の者を充てる場合であっても、一定の資格を有することなど、質の低下を最小限に抑える措置が合わせて必要と考えている。
- また、一定の期間に限定する（待機児童解消加速化プランの期間中）ことが必要と考えている。
- 保育士養成施設で学ぶ学生のための奨学金制度を拡充するなど負担軽減をする必要がある。

#### (1) 朝夕の保育士配置の要件緩和

- ・朝夕の時間帯において、保育士2人以上の体制については、既に一部の自治体において緊急的な要件緩和が行われている結果をふまえた上で、緩和することについてやむを得ない措置であると考えている。

#### (2) 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- ・3～5歳児の対応について、幼稚園教諭免許や小学校教諭免許の者を充てることは、単独ではなく保育士と複数で保育する場合に限り、緊急的な対応としてやむを得ない措置であると考えている。
- ・養護教諭の活用についても同様に考えている。
- ・上記の通り、「単独ではなく保育士と複数で保育する場合」と考えており、「配置する保育士の3分の1を超えない範囲に」など、一律の率を設定することは慎重な対応が必要と考えている。

#### (3) 研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の緩和

- ・研修代替要員等の業務は保育そのものの対応と整理されていることや、現実のそれらの配置は個々の施設では様々であり、一律に緩和することは慎重な対応が必要と考えており、上記(2)のように「単独ではなく保育士と複数で保育する場合」などに限ることが必要と考えている。
- ・保育士とは別に、恒常的に保育補助・用務等に対応する人員が必要である。そういった職員がいることによって、保育士がその専門的な能力を十分に発揮でき、専門性を更に高めていく職場環境につながると考える。

平成 27 年 6 月 4 日

内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）

有村 治子 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

会長 万田 康

公益社団法人全国私立保育園連盟

会長 近藤 道

社会福祉法人日本保育協会

理事長 大谷 泰夫

## 平成 28 年度予算、子ども・子育て支援新制度に関する要望

平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援新制度が施行されました。

消費税 8%の財源に基づく「量的拡充」及び「質の改善」が一定程度図られたところですが、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、取り組みのより一層の推進をはかるために、以下、要望いたします。

### 1. 子ども・子育て支援新制度を推進していくための恒久的な財源について、

#### 消費税以外を含む総額 1 兆円超の早急な確保を求めます

- 平成 28 年度以降の「量の拡充」・「質の改善」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の抜本的な改善に向けた、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源確保が早期に求められます。
- なお、0.3 兆円超で見込まれる「質の改善」が仮に段階的に実施される場合には、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』の以下の項目を優先的に取り組んでください。

- ・ 職員の定着・確保を図るための職員給与の改善（+5%）
- ・ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・ 保育士等 1 人当たり年間 5 日の研修機会を確保するための代替職員の配置
- ・ 1 歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）
- ・ 4・5 歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）
- ・ 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化
- ・ 地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費
- ・ 栄養士（非常勤）を配置又は活用して給食を実施する場合に対する費用の措置
- ・ 障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の、地域の療育支援を補助する者（非常勤）の配置
- ・ 小学校との接続を見通した活動を行う取組を推進（非常勤講師等 1 名：週 3 日）

## 2. 保育の質を高めるため、抜本的な処遇改善を実現する給付を求めます

- ▶ 11 時間を開所する職員配置に見合った給付に改善してください
- ▶ チーム保育等、保育の質の向上のための加配配置を加算評価してください

- 従来制度の保育所の職員配置に対し、11 時間を上限とする保育標準時間に対応するためには、3 時間分の非常勤保育士分を、早期に 11 時間を開所する実態に見合った給付に改善が必要です。
- 開所時間中の利用子どもに対して保育士等が保育に従事している配置状況について、いかほどの改善を要する状況が生じているのか、その実態を明らかにしながら、制度上不整合な状況があれば、それは早期に改善すべきことであることは言を俟ちません。
- また、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士はその勤務時間のほぼ全てを保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。
- 認定こども園及び幼稚園では、「低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合」にチーム保育加配加算がありますが、保育の質の向上のために保育士を加配配置する保育所についても、その取り組みを評価する加算の創設が望まれます。

## 3. 実勢単価に見合った保育所等整備交付金・保育対策総合支援事業費補助金の維持・拡充を求めます

- 東日本大震災被災地の復興に係る建築資材の需給のひっ迫や、昨今の為替相場の円安方向へのシフトに伴う原材料・エネルギー価格の高騰により、保育所等整備に係る資材価格が上昇しています。
- 保育所等の整備が円滑にはかられるよう、実勢単価に見合った交付金・補助金の維持・拡充が必要です。